

大阪市コンプライアンス白書 平成 27 年度版（概要）

1 コンプライアンス推進の取組みの実施状況

公益通報制度

- 公益通報の総受付件数は 564 件であり、平成 26 年度比で 0.70 倍となっています。
- 公益通報の受付内容を分析したところ、服務規律に関する指摘が減少しており、所属における服務規律に係る各種の取組みの成果であると、公正職務審査委員会で評価されています。
- 一方で、市民対応に関する指摘が増加しており、その多くは、大阪市としての説明責任が果たされていないことが背景にあると考えられます。また、契約事務や会計事務に関する違法又は不適正な事実が認められており、同種事案の発生を防止する必要があります。
- これらのことについて、公正職務審査委員会から大阪市長あてに、公益通報の現況を踏まえた必要な措置を取るよう求める意見書が提出されました。

不当要求行為

- 条例に基づく不当要求行為の報告件数は 1 件でした。
- 職員アンケートにおける不当要求行為への対応に関する取組みについては、半数以上の職員が認知してはいるものの、今後、認知率の低い職場に対し不当要求行為が行われた場合に適切に対応できないおそれがあるため、継続的な周知を行う必要があります。

コンプライアンス研修、その他の取組み

- コンプライアンス研修の内容について、職場ごとの課題に応じた重点化を図ること等により、更なる職員のコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。
- また、職員アンケート結果の分析でも、所属・職場によりコンプライアンス意識等について異なる状況が見受けられたことから、それぞれの職場実態に応じたコンプライアンスの取組みを進める必要があります。

2 総括

本来、法律や条例に基づいて業務を行うこととされている公務員がコンプライアンスを意識することは当然のことであり、本市としては、更に職員のコンプライアンス意識の向上を図り、すべての職員が「コンプライアンスを意識している」状態をめざす必要があると考えています。

市民の皆様から信頼され、その信託に応えるため、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的に業務に取り組む必要があります。

そのためには、コンプライアンス確保に向けた各種取組みについて、P D C A サイクルによる評価と見直しを行い、効率的かつ実効性のある取組みとなるよう積極的に改善を図ってまいります。